

令和 8 年度（2026 年度）デジタル・イノベーション人材育成事業業務委託 基本仕様書（案）

1. 業務の目的

全国的に企業のデジタル化・業務変革の必要性が高まるなか、十分な成果を得られている企業は依然として少なく、「何から取り組むべきか分からない」「社内の人材不足」などが課題となっている。

本市においても、中小企業等 DX アクセラレーション事業の調査から、DX の必要性は認識されつつある一方、取り組み方法の不明確さ、方針策定の遅れ、業務の可視化不足、人材不在 など、DX 推進の基盤が十分に整っていない企業が多く存在することが明らかになっている。

こうした課題は、単にツールを導入するだけでは解決されず、課題整理・業務可視化・改善提案・小規模なデジタル実装 といった「DX の初動」を支援できる人材が地域内に不足していることが背景にある。単年度の伴走支援のみでは企業内にデジタル活用が定着しにくいという構造的課題もある。

このため本市では、地域の大学生、専門学校生がデジタル技術や課題解決力を学び、実際の企業課題に基づく改善支援に取り組むことで、地域のデジタル活用を牽引できる次世代の「デジタル・イノベーション人材」を育成するとともに、市内企業の DX の「最初の一步」を着実に後押しする仕組みを構築する必要がある。

本事業は、学生向けの研修と、企業とのマッチングによる課題ヒアリング、改善提案、ノーコード等を活用した簡易実装を一体的に実施することで、学生の実践的なデジタル活用能力の向上と、市内中小企業における DX 推進の促進を同時に実現することを目的とする。

2. 履行場所

熊本市内一円

3. 履行期間

契約締結日～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日

4. 業務概要

I 事業全体の企画構想

(1) 事業全体の基本設計の策定

- ・本事業を効果的かつ円滑に遂行するために必要な人員体制、活動内容、スケジュール等を提案すること。
- ・本事業の目的を達成するため、DX 人材の創出数や企業とのマッチング件数等の具体的な成果指標についても併せて示すこと。

II 学生 DX リーダーの育成・認定

(1) 学生の募集・選抜

- ・市内大学等と連携し、募集から選定に関する業務を実施すること。学生数は 20 名程度を想定。
※選定方法や選定基準については市と協議したうえで決定すること。

(2) 研修カリキュラムの設計

- ・前半は DX の基礎理解、ノーコード開発、AI ツール活用、課題発見・ヒアリング技術などの基礎を学び、後半は模擬企業課題に対する解決提案・プロトタイプ開発などの実践型の研修カリキュラムを実施すること。
- ・研修修了者には、「熊本市 DX リーダー（仮）」として認定証を交付すること。

Ⅲ 中小企業の課題把握・DX テーマ設定・改善提案

(1) 企業募集・課題把握

- ・企業から課題を登録するオンラインフォーム等を整備し、対象企業の募集を行うこと。
支援企業は 4 社程度を想定。

(2) 企業ヒアリングの実施

- ・学生と専門家により企業を訪問またはオンライン面談し、「困りごと・アナログ作業・販路課題等」を把握し、ヒアリング内容を整理すること。

(3) 課題整理・DX テーマの設定

- ・ヒアリング内容をもとに「デジタル化の効果が見込める業務」「低コストで導入可能なツール」を抽出し、企業ごとの DX テーマを設定すること。

(4) 改善提案書の作成・プロトタイプ開発

- ・課題、改善方針、導入ツール、期待効果等を整理した改善提案書を作成し、企業と合意形成を図ること。なお、学生は複数名によるチームで企業の DX テーマを担当し、研修で培ったデジタル技術を活用し、プロトタイプ開発により中小企業の課題解決を図ること。

Ⅳ 成果共有・フォローアップ

(1) 成果報告会の開催

- ・本事業により創出された効果について、従事した学生及び企業等が参加する成果報告会を委託期間内に 1 回以上開催すること。

※成果報告会の内容や開催時期等についても提案すること。

- ・成果事例を可視化（「DX 支援マップ」等の作成）や優良企業・学生の表彰、地域メディアでの事例発信などを行うこと。

(2) 企業フォローアップ・エコシステムの形成

- ・支援後 1～3 か月後に効果検証（業務時間削減、売上向上等）を行い、必要に応じて改善提案を行うこと。
- ・企業への継続支援や後輩メンター育成に参加してもらうなど、人材育成と社会実装が連鎖するエコシステム形成につなげること。

5. 実績報告

(1) 業務実績報告書の作成

令和9年(2027年)3月中旬を目途に、実施結果についての報告書を、電子データで提出すること。

6. その他

- (1) 本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて熊本市に帰属するものとし、受託者は市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報について他人に漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき適切な管理を行わなければならない
- (4) 業務の実施に当たっては、本市(起業・新産業支援課)と綿密な連携を図ること。
- (5) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- (6) 本仕様書に記載が無い事項について、疑義が生じた場合は本市及び受託者ともに十分協議の上、解決するものとする
- (7) くまもと森都心プラザビジネス支援施設 XOSS POINT. と連携を行い、本事業の業務を遂行すること。